



2025年4月15日

各位

会社名 ユミルリンク株式会社

代表者名 代表取締役社長 清水 亘
(コード番号:4372 東証グロース)

問合せ先 常務取締役 小林 幹彦
(TEL.03-6820-0514)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年4月15日(以下「本割当決議日」といいます。)開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年5月15日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 1,200株
(3) 処分価額	1株につき1,411円
(4) 処分総額	1,693,200円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の従業員 3名 1,200株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年4月15日開催の取締役会において、2025年5月15日から2028年5月14日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の従業員3名(以下、「割当対象者」という。)に対して、金銭債権合計1,693,200円(以下「本金銭債権」という。)、普通株式1,200株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当対象者が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と割当対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年5月15日～2028年5月14日

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社のシニアマネージャーの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に、割当対象者が定年その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

割当対象者が、当社のシニアマネージャーの地位を定年その他の正当な事由(死亡による退職を含む)により

喪失した場合には、割当対象者の地位喪失の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該地位喪失時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から対象従業員の地位喪失の日を含む月までの月数を36で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)とする。

(4)当社による無償取得

割当対象者が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5)組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数(36)で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6)株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、割当対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度等に基づく当社の第28期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年4月14日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値である1,411円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上